

住基カード(住民基本台帳カード)をお持ちで、公的個人認証をつけている皆様へ

電子証明書窓口業務停止のお知らせ

平成25年7月29日（月）と7月30日（火）の2日間、認証局の電子証明書発行・失効サービスが停止します。このため、この2日間は役場窓口で電子証明書の発行及び失効業務を実施することができません。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、電子証明書の発行・失効をご希望の方は、この日を除いた日に来庁いただきますよう、よろしくお願い致します。

窓口業務に関するお問い合わせ

住民税務課 電話(0868)54-2985

利用者クラウントソフト及びオンライン窓口サービス停止のお知らせ

平成25年7月26日（金）午前0時～平成25年7月31日（水）午前0時までの間、JPKI（公的個人認証サービス）ポータルサイト（www.jpki.go.jp）内にある、オンライン窗口を用いた電子証明書の有効性確認ならびに電子証明書の失効申請をすることができなくなります。

ポータルサイトに関するお問い合わせ

JPKIヘルプデスク
電話(03)5319-3737

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡と言った不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、鏡野町役場の住民税務課窓口または、年金事務所窓口へ申請してください。申請書は、それぞれの窓口に備え付けてあります。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間（前1年間分）についても申請することができます。7月に前一年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課
電話(0868)31-2363
鏡野町 住民税務課 年金係
電話(0868)54-2985

中山間地域等直接支払制度の実施状況

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域における農地の耕作放棄の防止など、将来に向けて農業生産活動等を継続する前向きな取組みを行うことを目的とし、5年以上耕作を続けることを約束した耕作者の方々の同意による集落協定を町と結ぶことにより交付金が交付される制度です。

当制度の方針に基づき、平成24年度の実施状況を公表します。

項目	内容
集落協定概要	対象となる農地は、鏡野町の中山間地域等直接支払基本方針に基づき、農振農用地区域内の1団の急傾斜農地（傾斜率1/20m以上の田）及び緩傾斜農地（傾斜率1/100m以上1/20m未満の田）。 将来に向けた集落マスタープランを作成し、適切な農用地管理及び関連する水路、農道等の適正管理を実施する。基本的に助成金の2分の1以上は、面積に応じた個人配分として使用する。
実施地区	*鏡野地域(21集落協定/協定面積133.9ha/ 交付額27,072,143円) *奥津地域(39集落協定/協定面積229.7ha/ 交付額33,194,868円) *上齋原地域(22集落協定/協定面積94.1ha/ 交付額11,767,963円) *富地域(30集落協定/協定面積104.9ha/ 交付額13,069,792円)